

不正の報告を受けた監査役は一日住サービス経理部長の経費不正事件

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致致しません。

2018年11月下旬、日住サービス（東証二部。不動産業）の会計監査人（あずさ監査法人）は、監査の一環でサンプリング調査をしていたところ、取締役経理部長X氏の自己承認仕訳が1件、その摘要は「監査法人との会食」とあった。監査法人にはそのような会食をした覚えがない。経理部員に問合せたところ、領収書どころか、社内規則で、たとえ少額であっても社長の事前決裁が必要だがこれもなかった。

翌月12月4日、予定の会計監査人による監査役3名へのヒヤリング終了後、常勤監査役T氏を呼び止めた。「X氏の交際費について、監査役の方でも調査願いたい」として、X氏による自己承認による交際費のリストと高級クラブの領収書1枚が渡された。リスト上の交際の相手はほとんど、同社と取引のある金融機関であった。

T氏は、その後、どのように行動したのか。難問が二つある。

第1に、12月10日の取締役会で、次年度（同社は12月期決算）にX氏の管理担当取締役就任することが決まっていること、第2に、交際の相手が、金融機関であり、同社の大口株主であり、反面調査は極めて難しいことである。T氏がいかに乗り越えたか、2019年1月31日の第三者委員会（委員長 山口利昭弁護士）報告書を追ってみよう。

1. 調査開始

T氏は、その日のうちに、X氏の交際費について、ここ1年間の領収書の調査を開始した。ただし、X氏に調査していることを悟られぬよう、X氏の休暇の日に、信頼のおける経理部員の協力を得て行った。

12月10日、監査役会にて、他の2名の社外監査役に、調査していることを報告した。

同日の取締役会に先立って、社長、管理担当専務に、X氏の不適切な交際費の疑惑があり、調査中であることを伝えたが、この日の結論は疑惑は「グレー」だとして、取締役会では、X氏の翌2019年1月1日以降、管理担当取締役に就任することが決まった。

2. 会計監査人からの指摘

T氏は経理部員の協力を得て調査を進めたところ、3年前から交際費の不正使用をしているとの疑惑が深まった。しかし、反面調査は難しい。T氏は、X氏本人の自白しかない、と決意し、そのために、12月17日、社長、専務、常務らに「いきなり取締役会ではなく、私と一緒にX氏にヒヤリングして頂きたい」と説得した。

このころ、T氏は監査法人への調査経過報告を行っている。T氏は、「この程度の金額なら、口頭注意程度で済むのではないか」と考えていたところ、会計監査人は、「X氏が取締役経理部長であり、しかも、内部統制の要である点からみると、金額は小さくとも、内部統制上看過できないし、他にも不正があるかチェックが必要である」との指摘を受けた。

12月17日ごろ、会計監査人は、T氏に、印紙購入でも不正の疑惑があるので調査してほ

しいとの要請があった。

その後の調査で、不動産の売買契約で使用する印紙は、業務部等で管理されているが、経理部で使用する印紙は、X氏が、小口現金から出金し、印紙購入という会計伝票で処理し、実際には購入せず、領収書がない場合もあった。実際に購入した場合は、金券ショップに持ち込んで換金していたことが判明している。

3. ヒヤリングと臨時取締役会の招集

12月20日、T氏は、社長・専務・常務ら4人と共に、X氏へのヒヤリングを行った。T氏が、証憑を見せながら調査内容を説明すると、X氏は、「約3年間、毎年200～300万円ほどの会社資金を自分の飲食に使用し、交際費と収入印紙購入代金として処理した」と不正行為を認めた。T氏は、即座に、臨時取締役会の招集請求を行った。

12月25日、臨時取締役会において、T氏は監査役会を代表して、X氏による会社資金流用についての報告を行った。X氏の管理担当取締役の選任議案は取り消された。第三者委員会を設置することも決定した。

私のコメント

第三者委員会の委員長を務めた山口利昭弁護士は次のように述べている。

『会計不正の予防および不正の早期発見という点では様々な点において脆弱性が認められるものの、取締役の不正行為の疑惑が生じた時点、つまり有事対応という点においては、比較的良好に自浄作用が機能していたと判断する。』

会計監査人と監査役との協働・連携が有効に機能されたものであり、とりわけ常勤監査役も、会計監査人からの情報をもとに、取締役の違法行為を是正するために必要十分な活動を行ってきたことが判明した。』

不正を行ったX氏の言い分を聞こう。

経理部門の人員が手薄であり、増員を要請したが受け入れられなかった。取締役経理部長というステータスの割には報酬が低い。「経理が分からない経営陣ばかりで、経理部員も忙しい状況において、この程度の金額なら許されるであろう」と勝手に考え、不正に及んだ。

確かに、同社の役員の経歴を見ると、営業部門で実績を上げた者が取締役に昇進し、管理部門出身者は管理部門にとどまるという実態があると第三者委員会は分析している。だからといって、高級クラブの女性のところに通う金を会社に出させる言い訳にはならないだろう。

どうしたら、不正を防げたのか。私は、次の2点だと思う。

- ① 社内規則が守られているか、たとえば交際費は社長決裁ならそれが守られているかを監査する。また、社内規則は妥当なのか、少額でも社長決裁というのはどうなのかを検討する必要がある。誰が、何を決裁するのかを明確にすること。同社には、何もかにも、社長に上げておけばよいという風潮があると第三者委員会は指摘している。
- ② 内部牽制を設ける。確かに、現金を実際に引き出す担当者と、その引出しを承認する担当者が同一人、しかも経理部長が行なう場合があるというのは異常であると思う。